



# Westlaw Japan / 大江橋法律事務所共催勉強会 第45回 「最新の法改正・判例を押さえない、 エキスパートのための債権管理実務アップデート」

講師：弁護士法人大江橋法律事務所 弁護士 近藤 直生 / 弁護士 辻田 俊幸

久しく倒産事案の減少傾向が指摘されていますが、債権管理の分野では、民法(債権法)改正や重要判例など、近時注目すべき動きが相次いでいます。本セミナーでは、理論と実務を架橋し、一步踏み込んだ関係法分野の最新の動向とその実務への影響を、事業再生弁護士が実体験を踏まえつつ、かみ砕きながら説明します。

日 時：2018年10月31日(水) 17:00～18:30  
会 場：大江橋法律事務所 千代田区丸の内2丁目2-1 岸本ビル2F  
<http://www.ohebash.com/jp/firm/access.php#tokyo>  
定 員：40名  
参 加 費：無料  
ご持参いただくもの：筆記用具 / 受付時に名刺  
お申し込みはこちら：<https://www.westlawjapan.com/event/study/181031s.html>  
お問い合わせ先：[brand@westlawjapan.com](mailto:brand@westlawjapan.com)  
※講演レジュメは、お一人様1部、講演参加者にのみ配布いたします。

プログラム  
17:00～18:30 講師によるワークショップ(質疑応答を含む)  
\*開催場所の都合により懇親会はございません。



※本勉強会は、企業の法務部門・IR部門のご責任者および実務担当者を対象としています。個人の方のお申し込みは、ご遠慮いただいております。  
また、各社2名様までとさせていただきます。

※申込者多数の場合は、申込順または抽選方式により参加者を決定させていただく事がありますことを、あらかじめご了承ください。

## 講師紹介 大江橋法律事務所

弁護士・ニューヨーク州弁護士 近藤 直生(こんどう なおき)

1997年慶応義塾大学法学部法律学科卒業、2000年弁護士登録。2008年University of Michigan Law School(LL.M.)修了、2009年Georgetown University Law Center(LL.M.)修了、同年米国NY州弁護士登録。2009年7月から2012年10月まで経済産業省通商政策局参事官補佐。主な取扱分野として、事業再生、紛争解決

弁護士 辻田 俊幸(つじた としゆき)

2014年大阪大学法学部卒業、2016年京都大学法科大学院修了、2017年弁護士登録。主な取扱分野として事業再生・倒産一般、事業再生ADR、会社法、会社訴訟等。

ウエストロー・ジャパン株式会社

商品詳細：[www.westlawjapan.com](http://www.westlawjapan.com) お問い合わせ：[brand@westlawjapan.com](mailto:brand@westlawjapan.com) 0120-100-482(月～金9:00～18:00)



ウエストロー・ジャパン株式会社は、新日本法規出版株式会社とトムソン・ロイターの合併会社です。



THOMSON REUTERS

WLI301\_201809\_FD